

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第157期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 広島ガス株式会社

【英訳名】 HIROSHIMA GAS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 田村 興造

【本店の所在の場所】 広島市南区皆実町二丁目7番1号

【電話番号】 広島(082)251-2151(代表)

【事務連絡者氏名】 経理グループマネジャー 大野 暢寛

【最寄りの連絡場所】 広島市南区皆実町二丁目7番1号

【電話番号】 広島(082)251-2151(代表)

【事務連絡者氏名】 経理グループマネジャー 大野 暢寛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第156期 第3四半期連結 累計期間	第157期 第3四半期連結 累計期間	第156期 第3四半期連結 会計期間	第157期 第3四半期連結 会計期間	第156期
会計期間		自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高	(百万円)	48,827	51,098	16,392	16,912	70,524
経常利益又は 経常損失()	(百万円)	1,537	1,968	301	378	3,106
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失()	(百万円)	1,024	1,507	249	708	2,083
純資産額	(百万円)			28,923	30,810	30,121
総資産額	(百万円)			98,173	88,844	93,754
1株当たり純資産額	(円)			461.92	492.65	482.08
1株当たり四半期(当期) 純利益又は四半期純損失 ()	(円)	17.35	25.42	4.21	11.94	35.26
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)					
自己資本比率	(%)			27.8	32.9	30.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	6,922	4,024			12,151
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,113	2,343			4,259
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	311	3,009			6,809
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)			10,906	7,161	8,491
従業員数	(名)			1,390	1,399	1,405

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 第156期第3四半期連結累計期間、第157期第3四半期連結累計期間及び第157期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

3 第156期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在せず、また、1株当たり四半期純損失であるため記載していない。

4 第156期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はない。

また、主要な関係会社についても異動はない。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	1,399
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員である。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	654
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員である。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ(当社及び連結子会社)においては、「ガス事業」及び「LPG事業」を報告セグメントとしているが、「ガス事業」の主要製品である都市ガスが当社グループの生産、受注及び販売活動の中心となっているため、以下は都市ガスについて記載している。

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における「ガス事業」の主要製品であるガスの生産実績は、次のとおりである。

区分	生産量(千m ³)	前年同四半期比(%)
都市ガス	131,264	+1.1

(2) 受注実績

都市ガスについては、事業の性格上受注生産は行っていない。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における都市ガスの販売実績は、次のとおりである。

区分	都市ガス販売実績				
	数量(千m ³)	前年同四半期比(%)	金額(百万円)	前年同四半期比(%)	
ガス販売量	家庭用	23,326	1.1	5,200	+6.5
	業務用その他	99,601	+2.9	6,469	+13.6
	計	122,928	+2.1	11,669	+10.3
月平均調定件数(件)	377,742			0.7	
調定件数1件当たり 月平均販売量(m ³)	96.6			+2.6	

(注) 1 業務用は、工業用、商業用、医療用、公用等の総括である。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
エルピーダメモリ(株)	1,971	12.0	2,066	12.2

3 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

4 ガス量は本報告書では全て、1立方メートル当たり46.04655メガジュール換算量で表している。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はない。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われていない。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間の売上高は、原料費調整制度に基づく料金単価の上昇等により、前年同四半期に比べ519百万円増加(+3.2%)の16,912百万円となった。

利益については、ガス売上高の増加等により、営業利益は前年同四半期に比べ756百万円増加の424百万円、これに営業外損益を加えた経常利益は679百万円増加の378百万円となった。

上記要因に加え、特別利益を計上したこと等により、四半期純利益は前年同四半期に比べ957百万円増加の708百万円となった。

セグメントの業績を示すと、次のとおりである。

ガス事業

ガス事業は、その大半を都市ガス事業が占めており、当第3四半期連結会計期間の都市ガス販売量は122百万m³となった。

以上の結果、売上高は13,002百万円、セグメント利益は143百万円となった。

なお、当社グループの売上高は、ガス事業のウェイトが高く、ガス事業の性質上、売上高に季節的変動があり、冬期に多くの売上が計上される。

LPG事業

当第3四半期連結会計期間の売上高は3,244百万円、セグメント利益は148百万円となった。

その他

その他は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設事業、情報流通事業、高齢者サービス事業等を含んでいる。

当第3四半期連結会計期間の売上高は1,102百万円、セグメント利益は48百万円となった。

(2) 財政状態の分析

固定資産は、減価償却の進捗に伴う有形固定資産の減少等により、前連結会計年度末に比べ3,539百万円減少(4.9%)の68,101百万円となった。

流動資産は、現金及び預金の減少等により、前連結会計年度末に比べ1,369百万円減少(6.2%)の20,743百万円となった。

この結果、総資産については、前連結会計年度末に比べ4,909百万円減少(5.2%)の88,844百万円となった。

負債については、有利子負債や支払債務の減少等により、前連結会計年度末に比べ5,597百万円減少(8.8%)の58,034百万円となった。

純資産については、四半期純利益の計上等に伴う株主資本の増加等により、前連結会計年度末に比べ688百万円増加(+2.3%)の30,810百万円となった。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間末の自己資本比率は、32.9%となった。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、第2四半期連結会計期間末に比べ727百万円減少の7,161百万円となった。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動における資金収支は、前年同四半期に比べ1,139百万円減少の1,541百万円となった。これは、主に仕入債務の純増加額が減少したことによるものである。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動における資金収支は、前年同四半期に比べ397百万円増加の829百万円となった。これは、主に有形固定資産の取得による支出が減少したことによるものである。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動における資金収支は、前年同四半期に比べ2,223百万円減少の1,440百万円となった。これは、主にコマーシャル・ペーパーの発行による収入が減少したことによるものである。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりである。

(株式会社の支配に関する基本方針)

当社は、平成22年6月24日開催の第156回定時株主総会において、有効期間を平成25年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結時までとする「買収防衛策(停止条件付ライツ・プラン)」(以下、「本ライツ・プラン」という。)の再導入を決議した。その概要は、以下のとおりである。

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株主に関する基本的在り方として、株主は市場での自由な取引によって決まるべきものであり、当社株式に対する公開買付についても、公開買付の実施、また同公開買付に応じるか否かの決定は、原則として株主の皆さまの自由な判断によるべきものと考えている。

他方で、当社の事業は、都市ガス等の安定的かつ安全な供給を実現するため、極めて公共性の高い社会的責任を有しており、お客さまによる当社製品及びサービスの利用を獲得維持するためには、当社に対する信頼が不可欠となる。当社は、地域の皆さまからの信頼を得るために、長期的なガス需要を見越し、安定的かつ安全なガス供給を可能とする製造設備を備えるとともに、技術革新、機器開発、従業員の教育・訓練等に多大の投資を行っている。

また、当社事業の公共性等を考慮すると、長期的視点での事業計画が必要であり、短期的利益を追い求めるような経営は許されないと考える。特に都市ガスの安定的かつ安全な供給を目的とする当社の事業を継続するためには、人的・物的資源の維持、発展が不可欠であり、原料供給者、お客さま、従業員等のステークホルダーに対する配慮がない限り、当社の企業価値は損なわれることになる。

そこで、当社は、当社の経営に対して重大な影響を与えることとなる、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買収行為が行われようとする場合に、株主の皆さまに対する十分な情報提供がなされる機会を確保しつつ、株主の皆さまの利益及び当社グループ事業の公共性を踏まえ、買収行為の目的、内容を事前に検証し、当該買収行為が当社の株主全体の利益に反し、又は当社の事業目的である都市ガス等の安定的かつ安全な供給を妨げるものである場合にはこれを未然に防ぎ、併せて買収者と取締役会とが交渉を行う機会を設け、当社の企業価値をより向上させる事業計画を提案させることを目的として、本ライツ・プランの再導入を決議した。

・ 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

少子高齢化の進展や新設住宅着工件数の伸び悩みに加え、数度にわたるガス事業法・電気事業法の改正により、規制緩和による新規参入の道が開かれ、エネルギー間での熾烈な競争が続いている。

一方、政府は、2020年までの温室効果ガス削減について1990年比25%削減という中期目標を掲げ、低炭素社会の実現に向けた取り組みを強化している。天然ガスをはじめとするガス体エネルギーは、これからの低炭素社会を見据えたうえで、環境性・供給安定性に優れた有用なエネルギーであり、ガス体エネルギーの普及拡大及びエネルギーの高度利用を図ることが当社グループの責務であると考えている。

このような状況のもと、当社は、グループ経営の強化及び企業価値向上の取り組みとして、2020年に向けた新ビジョンを策定した。新ビジョンは、国や都市ガス業界で描いた2030年、2050年の超長期的なあり方も視野に入れた上で、当社グループが次世代に向け持続的に発展していくための橋渡しと位置付けている。

新ビジョンの実現に向けて、平成22年度中期経営計画に掲げた諸施策を着実に推進することにより、厳しい経営環境下においても利益を確保できる経営基盤を確立し、株主の皆さまへの利益還元を行っていく所存である。

当該計画の初年度である平成22年度における具体的な取り組み及び株主の皆さまへの利益還元方針は、以下のとおりである。

平成22年度の具体的な取り組み

- () ガス体エネルギーの普及拡大とエネルギーの高度利用を基軸に、低炭素社会の実現に貢献する。
ガス体エネルギーの普及拡大を図るため、グループが連携して広域エリア営業を推進する。
既存の製造・供給インフラの効率的利用を推進しつつ、中長期的な視点で計画的にインフラ整備を行う。
再生可能エネルギーの普及促進に向け、ガス体エネルギーとの組み合わせを基軸とした提案を行う。

- () お客さま目線でのサービスのあり方を追求し、環境にやさしく快適な生活を創造し、お客さま価値の向上を図る。
お客さま接点機会の創出と、エネルギー供給周辺業務を基軸としたサービスの充実を図るため、地域密着型サービスをワンストップで提供する体制を構築する。
マルチエネルギー供給、エネルギーの高度利用によりお客さま価値の向上を図る。
エネルギーの安定供給・お客さまの安全・安心向上等、本来業務を確実に遂行する。
価格競争力のある料金体系・メニューを構築する。
- () グループ全体の収益性を高め、健全で強靱な企業グループを構築する。
経営の効率化を重点目標に掲げ、取り組みを強化する。
お客さま第一主義と内部統制の強化を基本としたグループ機能の整理により、収益性の最大化と機能の最適化を図る。
- () 公正かつ透明で風通しの良い組織へ変革し、地域の好感度No. 1の企業グループとなる。
コンプライアンスに則った公正で透明性のある事業活動の推進に努めると共に、内部統制システムのさらなる充実を図る。
地域とのつながりを第一義と考え、地域の活性化・発展に向けた活動を行う。
環境基本理念及び環境行動指針に則り、環境保全活動を推進する。
人権啓発活動の推進とコミュニケーションの強化を図る。
- () グループの成長を担う人材の育成を推進する。
様々な要素を合わせ持ったバランスの取れた人材を育成する。
従業員のやりがい・働きがいの向上に資する人事制度全般の構築・見直しを行う。
ワークライフバランスの向上を図り、働きやすい職場環境づくりを推進する。

株主の皆さまへの利益還元方針

従来、当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営上の重要な政策と位置付け、安定配当の継続を基本方針としてきた。今後も、新ビジョン及び中期経営計画の実行によるエネルギー市場でのシェアの維持・拡大と経営効率化を図るとともに、将来を見据えた設備投資や研究開発、財務状態や利益水準等を総合的に勘案しつつ、その成果を株主の皆さまに還元していく所存である。

・ ライツ・プランの内容

上記 で示した基本方針に照らして不適切な者によって買収行為が行われた場合、当社は以下に説明する本ライツ・プランを実施する。

() 本ライツ・プランの概要

本ライツ・プランは、以下の または に該当する当社株券等の買付けもしくは買付けの提案その他これらに類似する行為(以下、「買収行為」という。)がなされる場合に、買収者に対して適用される。

当社が発行者である株券等について、保有者及びその共同保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け

当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

本ライツ・プランは、当社のガス事業の安全性及び安定性を確保し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保、向上させるために、買収行為に先立ち、買収者及び当社取締役会に対して、買収行為に関する必要かつ十分な情報提供を求めるとともに、当社の社外取締役及び中立公正な委員によって構成される独立委員会がこれらの買収行為に関する情報を評価、検討し、あるいは買収者と当社取締役会との協議、代替案等の検討をするために必要な期間を確保することを目的とする。

買収者は、本ライツ・プランに定める遵守事項及び独立委員会の要請に従い、買収行為に関する必要かつ十分な情報提供を行い、かつ独立委員会による合理的な協議検討のための期間が確保された場合には、当該期間経過後に買収行為を開始することができる。

これに対し、当社取締役会は、買収者が本ライツ・プランに定める遵守事項または独立委員会の要請に違反し、または、買収者による買収行為が当社のガス事業の安全性もしくは安定性を明らかに害し、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損すると認められる場合には、当該買収行為への対抗措置を講ずることができるものとする。

本ライツ・プランでは、当該買収行為への対抗措置として、当該買収者等による権利行使を認めない旨の行使条件を付した新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)を新株予約権無償割当ての方法により、全株主に割り当てる(以下、「本ライツ・プランの発動」という。)

なお、本ライツ・プランの発動または不発動の判断については、買収者が必要情報を提供せずに買収行為を開始する場合を除き、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会の判断を経なければならないものとする。

() 本ライセンス・プランの発動・不発動または廃止に関する手続き

買収者による買収行為等に関する情報提供

買収者は、買収行為に先立ち、当社に対して、以下に定める情報その他の関連資料(以下、総称して「必要情報等」という。)を提供しなければならない。独立委員会は、当初提供された情報のみでは不十分であると判断した場合には、必要情報を追加的に提供するように求めることができる。

- (ア) 買収者及びそのグループの詳細(名称、本店所在地、資本構成、財務内容等)
- (イ) 買収の目的、方法及び内容(買収対価の種類及び価額、買収の時期等)
- (ウ) 買収の対価の算定根拠
- (エ) 買収資金の調達方法
- (オ) 買収後の当社グループの経営方針、資本政策、配当政策及び事業計画
- (カ) 買収後における当社の従業員、取引先、顧客その他当社の利害関係者の処遇
- (キ) 本ライセンス・プランに定める買収手続きを遵守する旨の誓約書
- (ク) 秘密保持誓約書
- (ケ) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報及び資料

当社取締役会による情報提供等

独立委員会は、買収者から必要かつ十分な必要書類の提出がなされた後、当社取締役会に対して、買収提案に対する意見、当社取締役会による経営方針、資本政策、配当政策及び事業計画、その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報その他の関連資料の提出を求めるものとする。独立委員会は、当社取締役会による当該資料等の提供が不十分である等と判断した場合には、当社取締役会に対して、追加情報の提供を求めることができる。

買収行為等の検討・評価及び交渉期間の確保

独立委員会は、買収者が必要情報等の提供を完了した日(当社取締役会に必要情報等の提供を求めた場合は、当社取締役会が提供を完了した日)の翌日から60日以内の期間(ただし、買収者による買収提案の内容が、当社株券等の全てを対象とした現金(日本円)のみを対価として行う公開買付け以外の方法による場合には、90日以内の期間。以下、「検討期間」という。)において、買収者による買収価格及び買収提案の内容の検討、買収者と当社取締役会との経営方針、資本政策、配当政策、事業計画の比較検討を行う。

独立委員会は、検討期間中、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提供された必要情報を十分に検討・評価し、独立委員会としての意見を慎重に取りまとめ、本ライセンス・プランの発動または不発動を当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会は、必要に応じて、買収者及び当社取締役会に対して協議を行うよう要請し、または当社の重要な取引先及び従業員に対して、買収者及び当社取締役会が提示する事業計画等についての意見を求めることがある。さらに、独立委員会は、必要に応じて、買収者または当社取締役会と協議を行い、買収者及び当社取締役会に対して、提示した買収提案、事業計画等の変更または代替案の提示を求めることがある。

独立委員会が、検討期間内に本ライセンス・プランの発動または不発動の判断を行うに至らない場合には、合理的な範囲で検討期間を延長することができる(ただし、特段の事由がない限り、延長することができる期間の上限は、合計30日間とする。)

本ライセンス・プランの発動・不発動または廃止に関する判断手続及び判断基準

(ア) 独立委員会による勧告

(a) 買収者が本ライセンス・プランに定める遵守事項を遵守した場合

買収者が独立委員会の要請に従って、買収行為に関する必要かつ十分な情報提供を行い、独立委員会による協議検討のための期間が確保された場合には、独立委員会は、本ライセンス・プランの発動を勧告せず、上記検討期間経過後は、買収者は買収行為を開始することができる。ただし、買収者が本ライセンス・プランに定める遵守事項を遵守した場合であっても、買収提案の内容から、下記(イ)(a)から(e)のいずれかの類型に該当し株主共同の利益または安全かつ安定的なガス供給に重大な悪影響を及ぼすことが合理的に推測される場合には、独立委員会は、当社取締役会に対し、本ライセンス・プランの発動を勧告する。

(b) 買収者が本ライセンス・プランに定める遵守事項を遵守しなかった場合

独立委員会は、買収者から提出を受けた必要情報等を総合的に考慮した上で、以下のいずれかに該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して、本ライセンス・プランの発動を勧告する。

- () 買取者が、独立委員会の定める合理的期間内に、独立委員会の要請する必要情報の提供を行わない場合
 - () 買取者が、独立委員会の要請する当社取締役会等との協議・交渉に応じない場合
 - () 買取者が、独立委員会の要請する買収提案、買収後の事業計画または代替案等の提示に応じない場合
 - () その他、買取者が本ライセンス・プランに定める遵守事項または独立委員会の要請を遵守しない場合
- (c) 当社取締役会が本ライセンス・プランに定める遵守事項を遵守しなかった場合
独立委員会は、以下のいずれかに該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して、本ライセンス・プランの不発動を勧告する。
- () 当社取締役会が、独立委員会の定める合理的期間内に、独立委員会の要請する資料等の提供を行わない場合、または提供された場合であっても不十分な提供である場合
 - () 当社取締役会が、独立委員会の要請する買取者等との協議・交渉に応じない場合
 - () 当社取締役会が、独立委員会の要請する事業計画または代替案等の提示に応じない場合
- (イ) 取締役会決議
当社取締役会は、独立委員会による上記(ア)の勧告を最大限尊重し、本ライセンス・プランの発動または不発動の決議を行う(ただし、買取者が必要情報の提出をせずに買収行為を開始した場合には、取締役会の判断で本ライセンス・プランの発動を決議することがある。)。当社取締役会は、独立委員会から本ライセンス・プランの発動の勧告を受けた場合であっても、買取者から提出を受けた必要情報等を総合的に考慮し、買取者またはその買収提案が下記のいずれにも該当しないと判断したときは、本ライセンス・プランを発動しないものとする。また、当社取締役会は、独立委員会から、本ライセンス・プランの不発動の勧告を受けた場合には、本ライセンス・プランを発動することはできないものとする。
- (a) 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、以下の行為によって当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合
 - () 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - () 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買取者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - () 当社の資産を買取者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - () 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関与していない資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、もしくは一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - (b) 強圧的な二段階買収(最初の買収で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を最初の買収よりも株主に不利に設定し、あるいは二段階目の買収条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買収を行うことをいう)等、当社株主に対し、その保有する株式の売却を事実上強要するおそれのある場合
 - (c) 買収価格その他の買収条件が当社の企業価値に照らし著しく不相当である場合
 - (d) 買取者が大規模ガス供給事業の経験または当該事業の公共性に関する理解が十分でなく、それを補完するための第三者の支援、援助を受けないまま行われることが客観的に明らかである場合
 - (e) 買収後の経営方針及び事業計画が不合理または妥当でないことが客観的に明らかである場合
- () 本新株予約権の概要
新株予約権無償割当ての方法により割当てをする予定の本新株予約権の主な条件等は、以下のとおりである。
- 割当対象株主
新株予約権無償割当てを決定する取締役会の決議(以下、「新株予約権無償割当て決議」という。)において当社取締役会が割当期日として定める日(以下、「割当期日」という。)における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有株式1株につき1個の割合で本新株予約権を無償で割当てる。
- 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は2株を上限とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

新株予約権の行使に際して出資をなすべき当社普通株式の1株当たりの額は1円とする。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要するものとする。

行使期間

新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が定める日を初日とし、1ヵ月を越えない範囲で当社取締役会が定める期間とする。

行使条件

買収者及び当社が別に定める買収者と密接な関係を有する株主は、原則として本新株予約権を行使することができない。

取得条件等

当社は、新株予約権無償割当て決議において定める日(以下、「取得日」という。)が到来したときに、新株予約権(ただし、上記の規定に従い新株予約権を行使できない者及び取得日までに当社所定の書式による書面(新株予約権者が上記に記載する者でないことについての表明保証条項、補償条項及び違約金条項等を含む書式によるものとする。)を提出しない者(ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。)が有する新株予約権を除く。)を取得することができるものとする。この場合、当社は、新株予約権の取得と引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式2株を上限として交付する。

上記の他、当社は、新株予約権無償割当て決議において、新株予約権の取得に関する条件及び手続き等を定めることとする。

() 本ライツ・プランの発動の中止等

当社取締役会は、本ライツ・プランの発動を決議した場合であっても、以下の場合においては、独立委員会の意見または勧告を尊重した上で、本新株予約権の割当期日までの間は新株予約権の発行の中止を、本新株予約権の割当期日以降、行使期間開始日までの間は無償取得の方法による新株予約権の消却を含む新たな措置を行うことを決定することができるものとする。

買収者から合理的かつ妥当な買収提案がなされたと自ら判断し、または独立委員会からかかる勧告がなされた場合

当社取締役会が買収者との間で本ライツ・プランを発動しない旨の合意または本ライツ・プランの発動による対抗措置を中止する旨の合意に至った場合

買収者が買付行為の撤回をした場合、その他買付行為が存在しなくなった場合

本ライツ・プランの発動決定の前提となった事実関係に変動が生じ、買収者による買付行為が当該発動の条件を満たさなくなった場合もしくは当該発動の条件を満たしていても、新株予約権を発行または行使させることが相当でないと当社取締役会が判断するに至った場合

() 本ライツ・プランの有効期間、廃止

本ライツ・プランの有効期間は、平成25年3月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、本ライツ・プランの有効期間中であっても、当社株主総会又は当社取締役会において、本ライツ・プランを廃止する旨の決議を行った場合には、その時点で本ライツ・プランは廃止されるものとする。

・ 本ライツ・プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものでないことについて

当社取締役会は、本ライツ・プランは、以下の理由により上記の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものとはならないと考える。

() 株主の総体的意思を反映するものであること

当社の取締役は、その任期が1年であり、株主総会において取締役候補者を選任するか否かについて株主の皆さまの判断を経ることを通じて、本ライツ・プランに対する株主の皆さまの意思を確認させていただくこととしている。また、本ライツ・プランは、その有効期間の満了前であっても、株主総会または当社取締役会において本ライツ・プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ライツ・プランはその時点で廃止されることになるので、本ライツ・プランの継続または廃止の判断が株主の皆さまに委ねられているという意味において、株主の皆さまの意思が反映される仕組みになっている。

() 取締役会の恣意的判断の排除

当社は、取締役会の恣意的判断を排除し、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同利益を向上、確保するために、独立委員会を設置している。

独立委員会の構成員(以下、「独立委員」という。)は、厳格な基準の下で選任され、また独立委員を解任するには当社取締役会において出席取締役の3分の2以上の賛成によらなければならないため、当社取締役会の恣意的な判断を遮断する高度な独立性、公平性が確保されている。また、独立委員会は、買収者が出現した場合、当社の費用負担において、必要に応じていつでも投資銀行、証券会社、公認会計士、弁護士等の外部専門家の助言を受けることができるため、独立委員会の実質的な判断の独立性、公平性及び客観性も担保されている。

そして、当社取締役会は、本ライツ・プランの発動の決定に先立ち、独立委員会の勧告を経る必要があり、また独立委員会が本ライツ・プランの不発動の勧告をした場合であっても、当社取締役会にかかる独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならないため、これにより、当社取締役会による恣意的判断が排除されることになる。

() 合理的な客観的要件の設定

当社取締役会は、上記(2)記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されなければ、本ライツ・プランを発動させることができないため、当社取締役会の恣意的な判断に基づく本ライツ・プランの発動を防止するための措置が講じられているものといえる。

() 本ライツ・プランの再導入、発動による株主・投資者の皆さまへの影響が不適切な者による会社の支配を妨げるために必要最小限の範囲にとどまること

本ライツ・プラン再導入時に株主・投資者の皆さまに与える影響

本ライツ・プランの再導入時点においては、本新株予約権の発行自体は行われなため、株主・投資者の皆さまに直接具体的な影響が生じることはない。

本ライツ・プラン発動時に株主・投資者の皆さまに与える影響

本ライツ・プランでは、新株予約権無償割当ての方法により、割当期日における株主に対し、その保有株式1株につき1個の割合で本新株予約権が割り当てられる。そして、当社が本新株予約権の取得の手続きを取ることにより、買収者以外の株主の皆さまは、本新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社の株式を受領するため、不利益は発生しない。ただし、割当期日において名義書換未了の株主の皆さま、及び当社が本新株予約権を取得する日までに、一定の買収者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面を提出しない株主の皆さま(当社がかかる誓約書の提出を求めた場合に限る。)に関しては、他の株主の皆さまが当該新株予約権の無償割当てを受け、本新株予約権と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性がある。

なお、当社が、本ライツ・プランの発動の中止または割当てた本新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に当社株券等の売買を行った株主または投資者の皆さまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性がある。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は46百万円である。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はない。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	240,000,000
計	240,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	61,995,590	61,995,590	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は1,000株である。
計	61,995,590	61,995,590		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当する事項はない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当する事項はない。

(4) 【ライツプランの内容】

該当する事項はない。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年12月31日		61,995,590		3,291		871

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないので、直前の基準日である平成22年9月30日の株主名簿により記載している。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,613,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 59,054,000	59,054	
単元未満株式	普通株式 328,590		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	61,995,590		
総株主の議決権		59,054	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式603株が含まれている。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 広島ガス株式会社	広島市南区皆実町 二丁目7番1号	2,613,000	0	2,613,000	4.21
計		2,613,000	0	2,613,000	4.21

(注) 上記のほか、四半期連結財務諸表において自己株式として認識している当社株式が7,000株ある。

これは、平成19年8月20日付で実施した野村信託銀行株式会社(自社株投資会専用信託口)(以下「信託口」という。)への自己株式750,000株の譲渡について、会計処理上、当社と信託口が一体のものであると認識し、信託口が所有する当社株式を自己株式として計上していることによるものである。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	235	243	226	224	223	229	220	229	241
最低(円)	226	223	220	216	208	210	209	211	210

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものである。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はない。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。)及び「ガス事業会計規則」(昭和29年通商産業省令第15号)に準拠して作成している。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けている。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となった。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
固定資産		
有形固定資産		
製造設備	19,561	20,756
供給設備	27,424	28,989
業務設備	3,461	3,533
その他の設備	6,818	6,982
建設仮勘定	652	492
有形固定資産合計	57,918	60,755
無形固定資産	717	1,179
投資その他の資産		
投資有価証券	6,595	6,969
その他投資	3,025	2,910
貸倒引当金	155	173
投資その他の資産合計	9,465	9,706
固定資産合計	68,101	71,641
流動資産		
現金及び預金	8,012	9,323
受取手形及び売掛金	6,224	7,213
商品及び製品	893	965
原材料及び貯蔵品	3,124	2,256
その他流動資産	2,794	2,672
貸倒引当金	306	318
流動資産合計	20,743	22,112
資産合計	88,844	93,754

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
固定負債		
社債	16,000	16,000
長期借入金	19,595	20,414
退職給付引当金	2,781	2,929
役員退職慰労引当金	312	311
ガスホルダー修繕引当金	419	461
資産除去債務	97	-
その他固定負債	353	351
固定負債合計	39,559	40,468
流動負債		
1年以内に期限到来の固定負債	4,086	5,315
支払手形及び買掛金	5,023	5,675
短期借入金	-	19
未払法人税等	288	750
循環取引損失引当金	378	378
その他流動負債	8,697	11,025
流動負債合計	18,475	23,164
負債合計	58,034	63,632
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,291	3,291
資本剰余金	955	965
利益剰余金	24,949	23,827
自己株式	769	810
株主資本合計	28,427	27,274
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	772	1,137
繰延ヘッジ損益	54	148
評価・換算差額等合計	826	1,285
少数株主持分	1,555	1,561
純資産合計	30,810	30,121
負債純資産合計	88,844	93,754

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	48,827	51,098
売上原価	30,449	32,720
売上総利益	18,378	18,378
供給販売費及び一般管理費	¹ 16,863	¹ 16,545
営業利益	1,515	1,832
営業外収益		
受取利息	4	3
受取配当金	94	100
持分法による投資利益	173	194
熱量変更支援収入	123	-
雑収入	391	442
営業外収益合計	787	740
営業外費用		
支払利息	592	513
雑支出	172	91
営業外費用合計	765	604
経常利益	1,537	1,968
特別利益		
固定資産売却益	-	² 1
貸倒引当金戻入額	-	18
負ののれん発生益	-	79
特別利益合計	-	99
特別損失		
投資有価証券評価損	5	-
ゴルフ会員権貸倒引当金繰入額	60	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	21
特別損失合計	65	21
税金等調整前四半期純利益	1,472	2,047
法人税、住民税及び事業税	448	302
法人税等調整額	158	85
法人税等合計	290	387
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,659
少数株主利益	157	152
四半期純利益	1,024	1,507

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	16,392	16,912
売上原価	11,036	10,937
売上総利益	5,355	5,974
供給販売費及び一般管理費	1 5,687	1 5,549
営業利益又は営業損失()	332	424
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	45	41
持分法による投資利益	41	-
熱量変更支援収入	10	-
雑収入	121	108
営業外収益合計	220	150
営業外費用		
支払利息	185	168
持分法による投資損失	-	14
雑支出	4	14
営業外費用合計	189	197
経常利益又は経常損失()	301	378
特別利益		
投資有価証券評価損戻入益	-	126
負ののれん発生益	-	79
特別利益合計	-	206
特別損失		
投資有価証券評価損	0	-
特別損失合計	0	-
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	301	584
法人税、住民税及び事業税	77	34
法人税等調整額	147	132
法人税等合計	69	167
少数株主損益調整前四半期純利益	-	751
少数株主利益	17	43
四半期純利益又は四半期純損失()	249	708

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,472	2,047
減価償却費	5,703	5,546
負ののれん発生益	-	79
退職給付引当金の増減額(は減少)	207	148
貸倒引当金の増減額(は減少)	33	30
保安対策引当金の増減額(は減少)	19	-
受取利息及び受取配当金	98	103
支払利息	592	513
持分法による投資損益(は益)	173	194
投資有価証券評価損益(は益)	5	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	21
売上債権の増減額(は増加)	1,995	988
たな卸資産の増減額(は増加)	782	795
仕入債務の増減額(は減少)	68	651
未払消費税等の増減額(は減少)	169	95
その他	166	1,516
小計	8,252	5,500
利息及び配当金の受取額	100	105
利息の支払額	492	424
子会社の再生債務弁済による支出	-	558
法人税等の支払額	938	599
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,922	4,024
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	138	67
投資有価証券の売却による収入	-	61
有形固定資産の取得による支出	2,761	2,264
有形固定資産の売却による収入	9	11
貸付けによる支出	6	12
貸付金の回収による収入	13	12
長期前払費用の取得による支出	68	65
その他	162	19
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,113	2,343

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	4,000	-
コマーシャル・ペーパーの増減額（は減少）	8,000	500
長期借入れによる収入	3,000	2,000
長期借入金の返済による支出	3,961	4,054
社債の償還による支出	3,000	-
自己株式の取得による支出	1	0
自己株式の売却による収入	36	31
子会社の自己株式の取得による支出	-	65
配当金の支払額	354	385
少数株主への配当金の支払額	12	12
その他	17	23
財務活動によるキャッシュ・フロー	311	3,009
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,497	1,329
現金及び現金同等物の期首残高	7,408	8,491
現金及び現金同等物の四半期末残高	10,906	7,161

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項 の変更	<p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っている。 なお、これによる損益に与える影響は軽微である。</p> <p>(2) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用している。 なお、これによる損益に与える影響は軽微である。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は96百万円である。</p> <p>(3) 「企業結合に関する会計基準」等の適用 当第3四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年12月26日公表分)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)を適用している。</p>

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示している。</p>

	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示している。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
1 固定資産の減価償却費の算定方法	連結子会社において、固定資産の年度中の取得、売却又は除却等の見積りを考慮した予算に基づく年間償却予定額を期間按分する方法によっている。 なお、定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して計算する方法によっている。
2 法人税等の算定方法	当社及び主要な連結子会社において、法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっている。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
税金費用の計算	一部の連結子会社において、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用している。

【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
1 連結子会社の再生計画認可決定確定	当社の連結子会社であり、現在民事再生手続中の広島ガス開発(株)は、平成22年9月21日開催の債権者集会において再生計画案が可決され、同日、広島地方裁判所より再生計画を認可する旨の決定を受け、同年10月18日の経過をもって当該認可決定が確定した。 これにより広島ガス開発(株)は、再生債権者に対して第1回弁済として確定再生債権元本の20%に相当する金額を支払っている。 なお、広島ガス開発(株)は、平成21年12月1日付で同じく当社の連結子会社である広島ガステクノ(株)へ事業の全部譲渡を実施し、平成22年8月31日付で解散している。
2 信託型従業員持株インセンティブ・プランの再導入	当社は、平成22年12月17日開催の取締役会において、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、当社自社株投資会への安定的な株式供給及び当社のコーポレート・ガバナンス向上を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の再導入を決議しており、平成23年1月14日付で、自己株式1,187,000株を野村信託銀行株式会社(広島ガス自社株投資会専用信託口)へ譲渡している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)					前連結会計年度末 (平成22年3月31日)				
1 有形固定資産の減価償却累計額は下記のとおりである。 減価償却累計額 152,498百万円					1 有形固定資産の減価償却累計額は下記のとおりである。 減価償却累計額 147,704百万円				
2 偶発債務					2 偶発債務				
(1) 保証債務					(1) 保証債務				
連結子会社以外の会社の金融機関からの借入に対して次のとおり債務保証を行っている。					連結子会社以外の会社の金融機関からの借入に対して次のとおり債務保証を行っている。				
MAPLE LNG TRANSPORT INC. 4,135百万円					MAPLE LNG TRANSPORT INC. 4,378百万円				
水島エルエヌジー販売(株) 67百万円					水島エルエヌジー販売(株) 73百万円				
合計 4,202百万円					合計 4,452百万円				
(2) 重要な訴訟事件					(2) 重要な訴訟事件				
平成21年3月に判明した連結子会社である広島ガス開発(株)における不適切な取引に関連し、当社及び広島ガス開発(株)は、以下のとおり広島地方裁判所において、訴訟の提起を受けている。					連結子会社である広島ガス開発(株)は、平成21年3月27日付で広島地方裁判所において、訴訟の提起を受けている。				
訴訟の提起をした者					() 訴訟の提起をした者				
訴訟の提起を受けた者					(株)新友				
提訴年月日					() 訴訟の原因及び提訴に至った経緯				
訴訟の内容					広島ガス開発(株)が(株)新友との間で平成19年2月より開始した建材販売取引について、広島ガス開発(株)は当該取引が不適切な取引であったと認識し、平成21年3月に当該取引を中止しているが、平成20年11月以降に(株)新友から広島ガス開発(株)に対して支払われた1,575百万円について、返還請求を受けている。				
請求額(百万円)					() 訴訟の内容及び請求額				
陽光商事(株)					(ア) 訴訟の内容				
当社及び広島ガス開発(株)他3名(注)					不当利得返還請求事件				
平成21年4月15日					(イ) 請求額				
損害賠償請求事件					金1,575百万円				
189					当社及び連結子会社である広島ガス開発(株)他4名は、平成21年4月15日付で広島地方裁判所において、訴訟の提起を受けている。				
エムシー中国建機(株)					() 訴訟の提起をした者				
当社他5名					陽光商事(株)				
平成21年6月8日					() 訴訟の経緯				
損害賠償請求事件					平成21年3月に判明した広島ガス開発(株)における不適切な取引に関連し、陽光商事(株)が振出した約束手形金額相当等について損害賠償請求を受けている。				
803					() 訴訟の内容及び請求額				
(株)アイラック					(ア) 訴訟の内容				
当社他1社及び9名					損害賠償請求事件				
平成22年4月12日					(イ) 請求額				
555					金106百万円				
理研産業(株)					() 請求拡張の申立て				
当社他1社及び9名					平成22年4月8日付で金172百万円の請求拡張の申立てを受けており、現時点における請求額は、金278百万円となっている。				
平成22年4月12日									
181									
(株)ナカハラ									
当社他1社及び9名									
平成22年4月12日									
損害賠償請求事件									
822									
古澤建設工業(株)									
当社他1社及び9名									
平成22年4月12日									
損害賠償請求事件									
209									
田村駒エンジニアリング(株)									
当社他1社及び9名									
平成22年4月15日									
損害賠償請求事件									
199									
(株)SHOEI									
当社他1社及び9名									
平成22年4月21日									
損害賠償請求事件									
1,844									
入交コーポレーション(株)及び入交住環境(株)									
当社他1社及び9名									
平成22年4月30日									
損害賠償請求事件									
5,028									
合計									
(注) 陽光商事(株)は、平成23年2月7日付で広島ガス開発(株)に対する訴えを取り下げている。									

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 供給販売費及び一般管理費のうち主要な費目は次のとおりである。	1 供給販売費及び一般管理費のうち主要な費目は次のとおりである。
給料 3,373百万円	給料 3,281百万円
退職給付引当金引当額 198百万円	退職給付引当金引当額 138百万円
役員退職慰労引当金引当額 39百万円	役員退職慰労引当金引当額 24百万円
ガスホルダー修繕引当金引当額 33百万円	ガスホルダー修繕引当金引当額 24百万円
貸倒引当金引当額 8百万円	貸倒引当金引当額 0百万円
減価償却費 4,009百万円	減価償却費 3,956百万円
2	2 固定資産売却益 土地の売却益である。
3 当社グループの売上高は、ガス事業のウェイトが高く、ガス事業の性質上、季節的変動があり、冬期に多くの売上が計上される。	3 当社グループの売上高は、ガス事業のウェイトが高く、ガス事業の性質上、季節的変動があり、冬期に多くの売上が計上される。

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1 供給販売費及び一般管理費のうち主要な費目は次のとおりである。	1 供給販売費及び一般管理費のうち主要な費目は次のとおりである。
給料 1,114百万円	給料 1,104百万円
退職給付引当金引当額 59百万円	退職給付引当金引当額 46百万円
役員退職慰労引当金引当額 1百万円	役員退職慰労引当金引当額 1百万円
ガスホルダー修繕引当金引当額 9百万円	ガスホルダー修繕引当金引当額 6百万円
貸倒引当金引当額 4百万円	貸倒引当金引当額 0百万円
減価償却費 1,369百万円	減価償却費 1,341百万円
2 当社グループの売上高は、ガス事業のウェイトが高く、ガス事業の性質上、季節的変動があり、冬期に多くの売上が計上される。	2 当社グループの売上高は、ガス事業のウェイトが高く、ガス事業の性質上、季節的変動があり、冬期に多くの売上が計上される。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 11,695百万円	現金及び預金 8,012百万円
預入期間が3か月超の定期預金 788百万円	預入期間が3か月超の定期預金 850百万円
現金及び現金同等物 10,906百万円	現金及び現金同等物 7,161百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	61,995,590

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	2,613,803

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高等
 該当する事項はない。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月12日 取締役会	普通株式	207	普通配当 2.50 創立100周年 記念配当 1.00 計 3.50	平成22年3月31日	平成22年6月7日	利益剰余金
平成22年11月10日 取締役会	普通株式	178	3.00	平成22年9月30日	平成22年12月1日	利益剰余金

(注) 平成22年5月12日取締役会決議及び平成22年11月10日取締役会決議の配当金の総額には、野村信託銀行株式会社(自社株投資会専用信託口)に対する配当金を含めていない。これは、野村信託銀行株式会社(自社株投資会専用信託口)が所有する当社株式を四半期連結財務諸表において自己株式として認識しているためである。

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当する事項はない。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	ガス事業 (百万円)	工事・器具 事業 (百万円)	LPG事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	10,810	1,379	2,373	1,829	16,392		16,392
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1	69	9	733	814	(814)	
計	10,812	1,448	2,382	2,563	17,206	(814)	16,392
営業利益又は営業損失()	233	34	428	211	907	(1,240)	332

(注) 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品の名称

- (1) 事業区分の方法については、ガス事業(ガス)、営業雑事業(受注工事・器具)及び附帯事業(LPG)の事業別とした。
 (2) 各区分に属する主要な製品の名称等

事業区分	主要な製品の名称等
ガス事業	ガス導管を通じて供給する都市ガス及び簡易ガス
工事・器具事業	工事.....お客さまガス設備 器具.....給湯器、ガスコンロ等ガス器具
LPG事業	ブタン及びプロパン
その他の事業	ガスボンベ充填、プロパン容器検査、検針・保安業務受託、建設工事、住宅関連機器、不動産賃貸他

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	ガス事業 (百万円)	工事・器具 事業 (百万円)	LPG事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	32,758	3,701	7,399	4,968	48,827		48,827
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	9	179	26	1,921	2,136	(2,136)	
計	32,768	3,880	7,425	6,889	50,964	(2,136)	48,827
営業利益	2,795	4	1,517	565	4,883	(3,367)	1,515

(注) 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品の名称

- (1) 事業区分の方法については、ガス事業(ガス)、営業雑事業(受注工事・器具)及び附帯事業(LPG)の事業別とした。
 (2) 各区分に属する主要な製品の名称等

事業区分	主要な製品の名称等
ガス事業	ガス導管を通じて供給する都市ガス及び簡易ガス
工事・器具事業	工事.....お客さまガス設備 器具.....給湯器、ガスコンロ等ガス器具
LPG事業	ブタン及びプロパン
その他の事業	ガスボンベ充填、プロパン容器検査、検針・保安業務受託、建設工事、住宅関連機器、不動産賃貸他

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

在外連結子会社及び在外支店がないため、開示の対象となる事項はない。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外での営業活動を行っていないため、開示の対象となる事項はない。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用している。

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社グループは、主に都市ガス事業とLPG事業を行っており、商品・サービス別のセグメントである「ガス事業」及び「LPG事業」の2つを報告セグメントとしている。

「ガス事業」は都市ガスの製造・供給及び販売、ガス機器の販売及びガス設備工事等を行っており、「LPG事業」はLPGの販売等を行っている。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	ガス事業	LPG事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	38,335	10,328	48,663	2,435	51,098		51,098
セグメント間の内部売上高 又は振替高	234	109	344	639	983	983	
計	38,570	10,437	49,008	3,074	52,082	983	51,098
セグメント利益又は損失()	997	576	1,573	3	1,570	261	1,832

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設事業、情報流通事業、高齢者サービス事業等を含んでいる。

2 セグメント利益又は損失()の調整額261百万円は、連結消去等である。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	ガス事業	LPG事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	12,924	3,198	16,123	788	16,912		16,912
セグメント間の内部売上高 又は振替高	78	45	123	313	437	437	
計	13,002	3,244	16,247	1,102	17,349	437	16,912
セグメント利益	143	148	291	48	340	84	424

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設事業、情報流通事業、高齢者サービス事業等を含んでいる。
 2 セグメント利益の調整額84百万円は、連結消去等である。
 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
492.65円	482.08円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	30,810	30,121
普通株式に係る純資産額(百万円)	29,254	28,560
差額の内訳(百万円)		
少数株主持分	1,555	1,561
普通株式の発行済株式数(株)	61,995,590	61,995,590
普通株式の自己株式数(株)	2,613,803	2,751,410
1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数(株)	59,381,787	59,244,180

2 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益 17.35円	1株当たり四半期純利益 25.42円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	1,024	1,507
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,024	1,507
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	59,057,502	59,316,004

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失 4.21円	1株当たり四半期純利益 11.94円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

(注) 1 前第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在せず、また、1株当たり四半期純損失であるため記載していない。

2 当第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

3 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は 四半期純損失()(百万円)	249	708
普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失()(百万円)	249	708
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	59,119,661	59,377,278

(重要な後発事象)

該当する事項はない。

2 【その他】

第157期(平成22年4月1日から平成23年3月31日)中間配当については、平成22年11月10日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っている。

配当金の総額 178百万円

1株当たりの配当額 3円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成22年12月1日

(注) 配当金の総額には、野村信託銀行株式会社(自社株投資会専用信託口)に対する配当金を含めている。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月12日

広島ガス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 濱 田 芳 弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 松 原 浩 平 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 邦 光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている広島ガス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、広島ガス株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

注記事項(四半期連結貸借対照表関係)に記載されているとおり、連結子会社である広島ガス開発株式会社が行った不適切な取引に関して、同社に対する不当利得返還請求訴訟並びに同社及び会社他4名に対する損害賠償請求訴訟が提起されている。これらの訴訟の最終的な結論は現在のところ得られていないため、その判決により生ずるかもしれない負担金額については四半期連結財務諸表に計上されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 2月10日

広島ガス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 濱 田 芳 弘 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 邦 光 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている広島ガス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、広島ガス株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

注記事項(四半期連結貸借対照表関係)に記載されているとおり、連結子会社である広島ガス開発株式会社が行った不適切な取引に関して、会社は損害賠償請求訴訟の提起を受けている。これらの訴訟の最終的な結論は現在のところ得られていないため、その判決により生ずるかもしれない負担金額については四半期連結財務諸表に計上されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。